

令和4年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和4年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,148,776千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和4年2月9日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,059,384 ^{千円}
	1 使用料	1,059,219
	2 手数料	165
2 財産収入		630
	1 財産運用収入	630
3 繰入金		38,512
	1 基金繰入金	38,512
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		150
	1 雑収入	150
6 市債		1,050,000
	1 市債	1,050,000
歳 入 合 計		2,148,776

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		79,986 <small>千円</small>
	1 事 業 費	79,986
2 日野こもれび納骨堂事業費		995,790
	1 事 業 費	679,549
	2 公 債 費	316,241
3 舞岡地区新墓園事業費		1,053,000
	1 施 設 整 備 費	1,047,321
	2 公 債 費	5,679
4 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		2,148,776

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区新墓園費 整備備	千円 1,050,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	1,050,000			